

D&B Onboard に関する特約

2024 年 10 月 1 日改定

第 1 条（用語の定義）

- 1 本特約で使用する用語の定義は、本特約の各条項で定めるほか、次に掲げるとおりとします。
 - (1) 本特約
この「D&B Onboard に関する特約」をいいます。
 - (2) 利用約款
「D&B オンラインサービス利用約款」をいいます。
 - (3) 当該法令遵守義務
利用者のマナーロンダリング、詐欺、腐敗行為、テロ、組織犯罪、規制上疑義ある活動報告、制裁、禁輸措置、その他の規制上のリスク及び関連する法律上・規則上の遵守義務をいいます。
 - (4) 本スクリーニングサービス
本サービスのうち、利用者の当該法令遵守義務に関する危機評価・管理支援のため、公表済情報又は公的に利用可能な情報のデータベースにより提供されるサービスをいい、当該データベースは原権利者によって提供されます。
- 2 本特約で使用する用語のうち本特約に定義がないものについては、利用約款での定義と同一の意味を有するものとします。

第 2 条（適用範囲）

- 1 本特約は、本サービス等の利用許諾に関して、必要となる事項を定めるものです。
- 2 本特約は、利用約款に対する特約です。本サービス等の利用許諾に関して本特約に規定がない事項は、利用約款の規定が適用されます。
- 3 本特約と利用約款の規定が矛盾抵触する場合は、本特約の規定を優先して適用するものとします。

第 3 条（特約の変更）

- 1 当社は、本特約を変更することができるものとします。本特約を変更する場合は、本特約を変更する旨、変更後の特約の内容及び変更後の特約の効力発生時期を当社のウェブサイト上で利用者が知り得る状態に置くか又は利用者に通知します。
- 2 前項の規定により本特約を変更した場合は、利用契約の成立時期にかかわらず（変更後の特約の効力発生時期の前に成立した利用契約を含みます）、最新版の特約を適用するものとします。
- 3 利用者が変更後の特約の効力発生時期以降に本サービス等を利用した場合、当社は、利用者が変更後の特約に同意したものとみなすことができるものとします。

第 4 条（ID の付与等）

- 1 当社は、利用者に対し、本サービスを利用するために必要な ID を、利用契約で定める

数を上限として付与します。

- 2 利用者は、1つのIDにつき1名の利用者の役員又は職員に限りIDを使用させることができます(以下、IDを使用させる個々の利用者の役員又は職員を「担当者」といいます)。
- 3 利用者は、担当者以外の役員及び職員(他の担当者を含みます)にIDを使用させてはなりません。

第5条(利用目的の制限)

利用者は、本サービス等を、利用者の顧客の選定過程、競合の解決、請求システム、クレジットシステムの支援、またはこれらのシステムから派生したデータと連携して作動させ、利用者の調査及び報告書作成のための分析をする目的のために利用することができます。

第6条(本スクリーニングサービスの利用)

- 1 利用者は、本スクリーニングサービスを、当該法令遵守義務の対象となる場合に限り利用することができるものとします。
- 2 利用者は、本スクリーニングサービスを利用するにあたり、適用される法令(利用者に外国の法令が適用される場合は当該外国の法令を含みます)を遵守しなければなりません。
- 3 利用者は、本サービス等を利用するにあたり利用者が当社に提供するデータについて、当該提供に必要な一切の権原を有していることを、当社に対して保証するものとします。
- 4 利用者は、本スクリーニングサービスの利用にあたり、次に掲げる行為をしてはなりません。
 - (1) 利用約款及び本特約で許諾された範囲を超えて本スクリーニングサービスにより取得した本データを利用すること。
 - (2) 利用約款及び本特約で許諾された範囲による利用に必要な範囲を超えて本スクリーニングサービスにより取得した本データの複製等を行うこと。
 - (3) 利用約款及び本特約で許諾された範囲内の利用であっても、次に掲げる利用を行うこと。
 - ① 自らの支払能力その他信用を証明するために利用すること。
 - ② 保険金、補助金その他これらに類する金銭を受け取るために利用すること。
 - ③ 債権回収のために利用すること。
- 5 利用者は、当社から要請があった場合には、当社に対し、利用契約で定める責務が継続的に遵守されていることを、速やかに書面をもって証明するものとします。
- 6 DLA第1条並びに第7条第1項第1号から第3号及び第9号の定めにかかわらず、利用者は、本スクリーニングサービスにより提供を受けた本データ(本スクリーニングサービス以外の本サービスにより提供を受けた本データ(例えば、D&Bレポートなど)は含みません)については、実際に疑わしいテロリスト若しくは資金洗浄活動を特定化又は報告のために、官公庁及び政府間国際機構に対して開示等することができるものとします。
- 7 本条の規定は、本スクリーニングサービスを利用する利用者だけに適用されます。

第7条（検索窓の利用）

- 1 本スクリーニングサービスでは、利用者によるインターネットの検索を可能にするため、検索窓を設置しています。当社及び原権利者は、検索エンジンの選択に合理的な注意を払っていますが、インターネットを通じて提供される情報（以下「ウェブ情報」といいます）は、本データとは異なり、第三者との契約により利用可能となるものではないため、当社及び原権利者がライセンスを付与することができません。利用者は、自己の責任によりウェブ情報の利用範囲を決定するものとします。
- 2 本条の規定は、本スクリーニングサービスを利用する利用者だけに適用されます。

以上